

# 情報セキュリティポリシー

一般社団法人日本ピアノ調律師協会（以下「当協会」という。）は、情報の適切な管理が重要な課題であることを認識し、情報セキュリティに関する当協会の取り組み方針として「情報セキュリティポリシー」を宣言し、「情報セキュリティポリシー」および別掲の「プライバシーポリシー」「ソーシャルメディアポリシー」「会員名簿ポリシー」を順守します。

情報セキュリティポリシーが対象とする情報資産は、当協会の活動において入手および知り得た情報、ならびに当協会が業務上保有するすべての情報を対象とします。

## 1.情報セキュリティ管理体制の構築

当協会は、保有する全ての情報資産の保護および適切な管理を行うため、セキュリティ委員会を設置するとともに各局、各支部にセキュリティ責任者を配置することで情報セキュリティ対策をすみやかに実施できる体制を構築します。

## 2.「情報セキュリティ管理責任者」の配置

当協会は、情報資産の保護および適切な管理を行うため、セキュリティ委員会の委員長を「情報セキュリティ管理責任者」として配置します。

## 3.内部規程の整備

当協会は、情報セキュリティに関する協会内規程を整備し、情報資産の保護および適切な管理を行うための明確な方針・ルールを協会内に周知徹底します。

## 4.監査体制の整備・充実

当協会は、業務の遂行において情報セキュリティに関する諸法令および行政機関の策定した情報セキュリティに関する規範、協会内規程・ルールなどが順守され、有効に機能しているかを検証するため、定期的かつ必要に応じて情報セキュリティに関する調査を実施し、違反する行為があれば厳しく対処することにより、情報の適切な

管理を実施します。

## 5.適切な情報セキュリティ対策

当協会は、情報資産に係る不正アクセス・破壊・情報漏えい・改ざんなどの事故を未然に防止するため、組織的・物理的・技術的・人的安全管理措置の観点からセキュリティ対策を実施するとともに、技術的・社会的な必要性が生じる都度修正を加え、変化に適応するよう継続的に改善します。

## 6.情報セキュリティリテラシーの向上

当協会は、全従業者及び協会員に対して、情報セキュリティリテラシーの向上を図るとともに、当協会の情報資産の適切な管理を実行するための教育・訓練を継続的に実施します。

## 7.業務委託先の管理体制強化

当協会は、当協会の業務を委託する場合は、業務委託先としての適格性を十分に審査し、当協会と同等以上のセキュリティレベルを維持するよう要請しています。

## 8.継続的改善の実施

当協会は、以上の取り組みを定期的に評価、見直すことにより、情報セキュリティマネジメントの継続的改善を実施します。